

男女平等参画社会とは

男性も女性も共に
仕事と家庭生活・地域活
動のバランスをとり、責任
を分担しながら支え合い、
心豊かで充実した生活
を送ることができる
社会です

男女が、お互い
にその人権を尊重
しつつ責任も分かち
合い、性別にかかわり
なく、その個性と能力
を十分に発揮できる
社会です

政治、行政、経
済、社会、文化などあ
らゆる分野に、男女間わ
ず、主体的に意思決定の
段階から関わって、意見
を反映させる機会が確
保される社会です

男女平等参画 社会

個人の意思を尊重し、自らの
意思に基づいて、生き方を
選択できる社会です

女性に新たな可能性を拓く
と同時に、男性にも新たな
可能性の扉を開く社会です

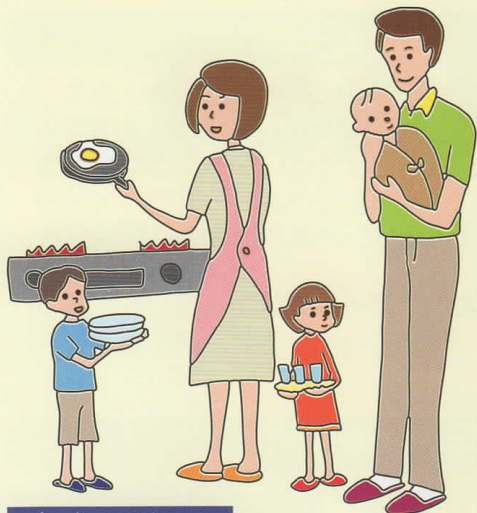
男性も女性も、
家庭、学校、職場などで、
様々なチャレンジを
可能にする社会です

「女だから」
「男だから」とい
うだけで可能性が狭
められることなく、
いろいろな生き方を
認め合うことが
できる社会です

男女共同参画社会基本法では次のように定義しています

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって
社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が
均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、
かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条第1号より)



家庭では…

- 家族全員がお互いに協力して、家事、子育て、介護などを行い、明るく楽しい家庭生活を送っています。
- 男性も女性も自立し、お互いを尊重して心豊かに暮らしています。



学校では…

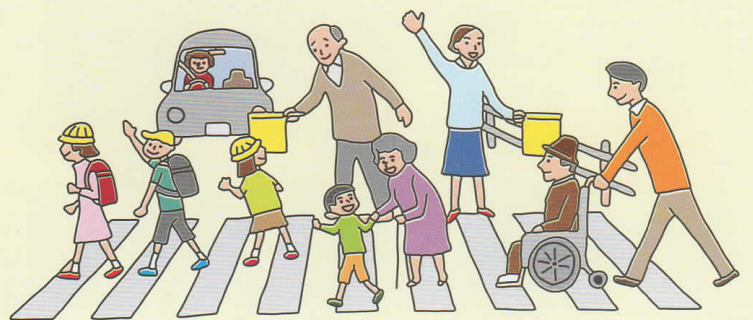
- 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っています。
- 進学や就職において、性別にとらわれず、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

男女平等参画社会が実現すればこんな社会に!



職場では

- 男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、働きやすい職場環境が整っています。
- 一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働いています。



地域では…

- 地域活動やボランティア活動に男性も女性も主体的に関わり、住よい地域づくりに参画しています。
- 子育てや介護などを地域全体で応援し、安心・安全で元気な地域づくりが進められています。

北海道の男女平等参画社会づくり

北海道男女平等参画推進条例

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざして、平成13年（2001年）4月に施行しました。

男女平等参画社会づくりの5つの柱

男女平等参画社会づくりを進めていくために、条例では次の理念を基本としています。

●男女の人権の尊重

個人としての尊厳を尊重されること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること

●社会における制度又は慣行の中立化への配慮

制度や慣行が男女の社会における活動の選択を阻害しないよう配慮されること

●政策等の立案及び決定への平等参画

道や事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること

●家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が子育てや介護など家庭生活における役割を円滑に果たし、かつ、職業生活等の活動ができること

●国際社会の取組の配慮

国際社会における取組を踏まえながら、男女平等参画が推進されること

第2次北海道男女平等参画基本計画

道では条例に基づき、平成29年度を目標年度とする「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

計画は、道が直接実施する取組にとどまらず、道民の皆さん、事業者の皆さん、市町村等の主体的な取組を期待しています。

◆重点目標◆

目標Ⅰ

男女平等参画の実現に向けた意識の変革

目標Ⅱ

家庭 職場 地域社会における男女平等参画の促進

目標Ⅲ

多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

基本方向

目標	基本方向	
Ⅰ	1	男女平等参画の啓発の推進
	2	男女平等の視点に立った教育の推進
	3	性の尊重など女性の人権についての認識の浸透
Ⅱ	1	政策 方針決定過程への女性の参画の拡大
	2	男女の職業生活と家庭生活の両立の支援
	3	就労等の場における男女平等の確保
	4	農林水産業 自営業における男女平等参画の促進
	5	地域社会における男女平等参画の促進
	6	男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（女性へのあらゆる暴力の根絶）
Ⅲ	1	生涯学習の推進
	2	生涯にわたる健康づくりの推進
	3	高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
	4	相談・支援機能の充実

北海道男女平等参画チャレンジ賞

平成16年度に、「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を創設しました。

この賞は、職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とするものです。

【賞の種類】

個人 輝く女性のチャレンジ賞、輝く男性のチャレンジ賞
団体等 輝く北のチャレンジ賞、輝く北のチャレンジ支援賞

北海道男女平等参画苦情処理委員制度

弁護士など高い見識を有する「北海道男女平等参画苦情処理委員」が、申出の内容について公平・中立な立場から調査し、その結果に基づいて、申出した方に助言を行います。

また、道の施策についての苦情の場合は、調査の上、関係する道の機関に対し意見を述べます。

○申出ができる苦情等とは

男女平等参画を阻害すると認められるもの（セクシュアル・ハラスメント、女性への暴力、その他性別を理由とするあらゆる差別的な取扱いなど、性別による権利の侵害が該当します。）
男女平等参画に関する道の施策についての苦情

○道民（事業者を含む）の方なら、どなたでも申し出ることができます。

申出は、持参、郵送、ファクシミリ、インターネットでできます。（匿名では受け付けておりません。）

詳しくは、北海道環境生活部くらし安全局くらし安全推進課までお問い合わせください。



性別による差別的な取扱いなどは、人権に関する重大な問題です。
人権侵害では？と思ったら、お近くの法務局 地方法務局の常設相談所へ。
北海道内からは、次の電話番号にかけると、自動的に最寄りの法務局につながります。
(平日 8:30~17:15)

◆みんなの人権110番 0570-003 110
(全道共通人権相談ダイヤル)

◆女性の人権ホットライン 0570-070-810

発行 北海道環境生活部 くらし安全局 くらし安全推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5217 (ダイヤルイン) FAX 011-232-4820

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/kas/djb/>

平成23年3月発行